

環境衛生週間 九月十四日(日)～十月一日(日)

ります。古紙は、積極的に資源回収へ出してくください。

ことしの六月、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が公布されました。この新しい法律により、ごみの減量とリサイクルを進める動きがより活発になっていきます。富士市でも、リサイクルを推進するため、ごみの分別収集を行っています。

私たち一人一人の心遣いで、ごみは減らすことができます。ごみの出し方を、もう一度見直してみませんか。

捨てれば「ごみ」

分けて生かせば

「資源」

分けて出すから、こんな利点が

富士市では、家庭から出るごみを、燃えるごみ、埋立ごみ、缶や金属、瓶などに分けて収集しています。ごみの分別収集には、次のような利点があるのです。

リサイクルの推進

缶・金属や瓶は、大切な資源。分別することで効率よく収集でき、リサイクルの推進につながっています。

こまめな分別、身近なリサイクル

分別収集の利点を最大限に生かすため、ごみの分別を徹底しましょう。



△缶は必ず指定袋で

また、不用になつたからといって、使用可能な家電製品や家具などが捨てられるのはもつたないことです。これらを埋め立てる処分場にも、限界があります。まだ使えそうな物は、市民ふれあいバンク（☎五一一三〇八〇）やリサイクルショップなどに引き取つてもらいましょう。

ごみの分別、「こんなことにも気をつけて

瓶や缶も、貴重な資源となるものです。生ごみの中に入れて出すなんて、もってのほか。資源をむだにすることになるばかりか、ごみを燃やす焼却炉の、故障の原因になります。瓶や缶を出すときは、中身を取り除いて空にしてください。また、缶は市指定の袋で収集しています。必ず指定袋に入れて出してください。

- ごみは、決められた日の朝八時三十分までに、決められた場所に出してください。
- 電池は、集積所の赤い缶に入れしてください。この缶の中には、電池以外のものは入れないでください。
- 生ごみは十分水切りをしてください。
- 廃油・ポンベ類・タイヤ・劇薬、事業系のごみなどは、市では収集しません。
- 詳しくは「ごみのカレンダー」「ごみの分け方・出し方」をごらんください。

守っていますか？ ごみの出し方5原則



問い合わせ

環境衛生課

☎五一一〇一二三

内線二〇五

環境クリーンセンター
☎三五一〇〇八一